

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	II 2. 1月1日世帯情報ファイル ③対象となる本人の範囲中のその必要性の項目	住民税の適正な賦課を行うにあたり、必要な範囲の特定個人情報が必要	住民税の適正な賦課を行うにあたり、必要な範囲の特定個人情報が必要	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年6月29日	I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) : 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108.	(別表第二における情報提供の根拠) : 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106.	事後	法令上の根拠の修正であるため重要な変更にあたらない。
平成30年6月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長 細谷 利春	市民税課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年6月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 別添1 特定個人情報ファイル記録項目	別添1 特定個人情報ファイル記録項目(略)	別添1 特定個人情報ファイル記録項目のとおり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年6月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている(57件)	提供を行っている(58件)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民税課・納税課・印旛支所市民サービス課・本埜支所市民サービス課・介護保険課・高齢者福祉課・社会福祉課・障がい福祉課・保育課・子育て支援課	市民税課・納税課・印旛支所市民サービス課・本埜支所市民サービス課・高齢者福祉課・社会福祉課・障がい福祉課・保育課・子育て支援課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先5 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先6 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和1年6月28日	要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先7 ④提供する 情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い。
令和1年6月28日	要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先8 ④提供する 情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い。
令和1年6月28日	要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先9 ④提供する 情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い。
令和1年6月28日	要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先10 ④提供す る情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い。
令和1年6月28日	要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先11 ④提供す る情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い。
令和1年6月28日	要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先12 ④提供す る情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い。

令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先13 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先14 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先15 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先16 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先17 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先18 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和1年6月28日	要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先19 ④提供す る情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い。
令和1年6月28日	要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先20 ④提供す る情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い。
令和1年6月28日	要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先21 ④提供す る情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い。
令和1年6月28日	要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先22 ④提供す る情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い。
令和1年6月28日	要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先23 ④提供す る情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い。
令和1年6月28日	要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先24 ④提供す る情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられな い。

令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先25 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先26 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先27 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先28 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先31 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先32 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先33 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先34 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先35 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先36 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先37 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先38 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和1年6月28日	要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4 1 ④提供する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4 2 ④提供する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4 5 ④提供する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4 6 ④提供する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先5 0 ④提供する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先5 1 ④提供する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先52 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先53 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先54 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先56 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先57 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先58 ④提供する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先3 ④移転する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先5 ④移転する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先6 ④移転する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先7 ④移転する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先8 ④移転する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先18 ④移転する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	<p>要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先21</p>	介護保険課	高齢者福祉課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 1月1日世帯情報ファイル 2. 基本情報 ②対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 1月1日世帯情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用	市民税課・納税課・印旛支所市民サービス課・本埜支所市民サービス課・介護福祉課・社会福祉課・障がい福祉課・保育課・子育て支援課	市民税課・納税課・印旛支所市民サービス課・本埜支所市民サービス課・高齢者福祉課・社会福祉課・障がい福祉課・保育課・子育て支援課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 宛名情報ファイル 2. 基本情報 ②対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	総務部情報管理課	総務部総務課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年6月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	—	システム13（コンビニ交付システム）を追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年6月30日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一（16の項） ・平成26年内閣府・総務省令第5号第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一（16の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（以下「別表第一省令」	事後	根拠となる法令の名称の表記を修正したものであるため重要な変更にあたらない。

令和2年6月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二</p> <p>（別表第二における情報提供の根拠）</p> <p>: 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 44, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119の項</p> <p>（別表第二における情報照会の根拠）</p> <p>: 27</p>	<p>番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二省令」という。）</p> <p>（別表第二における情報提供の根拠）</p> <p>: 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項</p> <p>（別表第二省令における情報提供の根拠）</p> <p>: 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38</p>	事後	法令上の根拠の追加や主務省令を記載したものであるため重要な変更にあたらない。
令和2年6月30日	I 基本情報 7. 他の評価実施機関	地方税電子化協議会、総務省、地方公共団体情報システム機構、国税庁	—	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1～7 ①法令上の根拠	・平成26年内閣府・総務省令第5号	・別表第一省令	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先 8 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一（31の項）	・番号法第9条第1項及び別表第一（31の項） ・別表第一省令第24条の2	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先 9～22 ①法令上の根拠	・平成26年内閣府・総務省令第5号	・別表第一省令	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先 23 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一（94の項）	・番号法第9条第1項及び別表第一（94の項） ・別表第一省令第68条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先 24 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一（95の項）	・番号法第9条第1項及び別表第一（95の項） ・別表第一省令第68条の2	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 （別添1）特定個人情報ファイル記録項目（1）住民税賦課情報ファイル	—	629. 上場株式の国税と異なる申告サインを追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年6月30日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年3月23日	令和2年6月26日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年6月30日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ②しきい値判断結果	[基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施）]	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる]	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年6月30日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民部 市民税課	市民部課税課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年6月30日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長	課税課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和3年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民部市民税課	市民部課税課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の全体 使用部署	市民税課・納税課・印旛支所市民サービス課・本埜支所市民サービス課・高齢者福祉課・社会福祉課・障害福祉課・保育課・子育て支援課	課税課・納税課・印旛支所市民サービス課・本埜支所市民サービス課・高齢者福祉課・社会福祉課・障害福祉課・保育課・子育て支援課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先18	子育て支援課、印旛支所市民サービス課、本埜支所市民サービス課、総務課	子育て支援課、印旛支所市民サービス課、本埜支所市民サービス課、人事課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 1月1日世帯情報ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民部市民税課	市民部課税課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 1月1日世帯情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の全体 使用部署	市民税課・納税課・印旛支所市民サービス課・本埜支所市民サービス課・高齢者福祉課・社会福祉課・障害福祉課・保育課・子育て支援課	課税課・納税課・印旛支所市民サービス課・本埜支所市民サービス課・高齢者福祉課・社会福祉課・障害福祉課・保育課・子育て支援課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 年金特別徴収情報ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民部市民税課	市民部課税課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 年金特別徴収情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の全体 使用	市民税課	課税課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 宛名情報ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民部市民税課	市民部課税課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和3年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 宛名情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の全体 使用部署	市民税課・納税課・印旛支所市民サービス課・本 埜支所市民サービス課	課税課・納税課・印旛支所市民サービス課・本 埜支所市民サービス課	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられ ない。
令和3年6月30日	III リスク対策 1. 住民税賦 課情報ファイル 8. 監査	[] 内部監査	[○] 内部監査	事後	その他の項目の変更であり、事 前の提出・公表が義務付けられ ない。
令和3年6月30日	III リスク対策 2. 1月1日 世帯情報ファイル 8. 監査	[] 内部監査	[○] 内部監査	事後	その他の項目の変更であり、事 前の提出・公表が義務付けられ ない。
令和3年6月30日	III リスク対策 3. 年金特別 徴収情報ファイル 8. 監査	[] 内部監査	[○] 内部監査	事後	その他の項目の変更であり、事 前の提出・公表が義務付けられ ない。
令和3年6月30日	III リスク対策 4. 宛名情報 ファイル 8. 監査	[] 内部監査	[○] 内部監査	事後	その他の項目の変更であり、事 前の提出・公表が義務付けられ ない。
令和3年6月30日	IV 開示請求、問合せ 2. 特 定個人情報ファイルの取扱いに 関する問合せ ①連絡先	市民部市民税課	市民部課税課	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられ ない。
令和5年6月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられ ない。
令和5年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概 要 1. 住民税賦課情報ファイ ル 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先1 ①法令上の	番号法第19条第7号及び別表第二（1の項）	番号法第19条第8号及び別表第二（1の項）	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられ ない。
令和5年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概 要 1. 住民税賦課情報ファイ ル 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先2 ①法令上の	番号法第19条第7号及び別表第二（2の項）	番号法第19条第8号及び別表第二（2の項）	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられ ない。
令和5年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概 要 1. 住民税賦課情報ファイ ル 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先3 ①法令上の	番号法第19条第7号及び別表第二（3の項）	番号法第19条第8号及び別表第二（3の項）	事後	その他の項目の変更であり事前 の提出・公表が義務付けられ ない。